

特定福祉用具販売事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団洋光会が開設するケアショップわかば（以下「事業所」という。）が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態又は介護予防にあつては要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定特定福祉用具又は指定特定介護予防福祉用具（以下「指定特定福祉用具等」という。）を提供することを目的とする。

(指定特定福祉用具販売の運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具の販売をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定特定介護予防福祉用具販売の運営の方針)

第3条 事業所の専門相談員は、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具の販売をすることにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ケアショップわかば（特定福祉用具販売事業所）
- 二 所在地 東京都八王子市北野町557-19メゾン根来102、302（相談室）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 専門相談員 常勤換算で2.0人以上
専門相談員は、指定特定福祉用具販売等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後18時までとする。

(指定特定福祉用具販売等の提供方法)

第7条 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。

2 福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、費用等に関する情報を提供し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 福祉用具の納品に当たっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、利用者に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

(取り扱う種目)

第8条 指定特定福祉用具販売等において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- 一 腰掛便座
- 二 自動排泄処理装置の交換可能部分
- 三 排泄予測支援機器
- 四 入浴補助用具
- 五 簡易浴槽
- 六 移動用リフトのつり具の部分
- 七 スロープ
- 八 歩行器
- 九 歩行補助つえ

(利用料等)

第9条 指定特定福祉用具販売等を提供した場合の販売費用は別紙のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

一 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売等を行う場合の交通費として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに20円。

二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用として、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 指定特定福祉用具販売等に係る販売費用の支払いを受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付するものとする。

一 当該指定特定福祉用具販売等事業所又は指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称

二 提供した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

三 領収書

四 当該特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具のパフレットその他の当該福祉用具の概要

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、八王子市、日野市、立川市、昭島市、多摩市の区域とする。

(相談・苦情処理)

第11条 提供した指定特定福祉用具販売等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

- 3 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告する。
- 4 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずることとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第13条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

- 一 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 市町村への通知に係る記録
- 三 苦情の内容等の記録
- 四 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第14条 専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける ものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- 二 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第16条 事業所は、指定福祉用具販売等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具販売等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団洋光会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。